北海道米食率向上戦略会議開催要領

（名称）

第１条　この会議は、北海道米食率向上戦略会議（以下「戦略会議」という。）と称する。

（目的）

第２条　戦略会議は、道内における北海道米の消費拡大を図り、道内の全体需要に占める北海道米の食率の向上に資することを目的とする。

（取組事項）

第３条　戦略会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議し、その推進を図るものとする。

（１）北海道米の食率向上を図るための戦略検討、行動計画策定に関すること

（２）北海道米の食率向上対策の実践に関すること

（３）その他北海道米の消費拡大の推進に関し必要と認める事項

（構成）

第４条　戦略会議は、別表に掲げる団体及び機関（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

なお、構成団体の見直しを行う場合は、戦略会議の議決を経るものとする。

（会議）

第５条　戦略会議に座長を置き、北海道農政部生産振興局農産振興課水田担当課長がこれに当たる。

２　会議は、座長が招集する。

（幹事会）

第６条　会議の運営を円滑に推進するため、幹事会を開催する。

２　幹事会は、北海道農業協同組合中央会、ホクレン農業協同組合連合会、北海道米販売拡大委員会、北海道をもって組織する。

３　幹事長は北海道農政部生産振興局農産振興課主幹（米流通）とする。

４　幹事会は幹事長が招集する。

（事務局）

第７条　戦略会議の運営に関する事務は、北海道農政部生産振興局農産振興課において行う。

（その他）

第８条　戦略会議は、必要に応じて関係者の出席を求めるなどにより意見を聴取できるものとする。

２　幹事会の指示に基づき、必要な検討を行うためワーキンググループを開催できるものとする。

３　この要領に定めるもののほか、地区戦略会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附　則

この要領は、平成17年１月25日から施行する。

附　則

この要領は、平成18年５月19日から施行する。

附　則

この要領は、平成22年６月30日から施行する。

附　則

この要領は、平成25年５月９日から施行する。

　　附　則

この要領は、平成26年７月９日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年７月12日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和２年８月６日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年11月17日から施行する。

（別表）

北海道米食率向上戦略会議構成団体一覧

北海道農産物集荷協同組合

北海道食糧事業協同組合

一般社団法人北海道全調理師会

生活協同組合コープさっぽろ

北海道ホテル旅館生活衛生同業組合

北海道鮨商生活衛生同業組合

北海道スーパーマーケット協会

新函館農業協同組合

たいせつ農業協同組合

北いぶき農業協同組合

北海道農業協同組合中央会

ホクレン農業協同組合連合会

北海道米販売拡大委員会

北海道農政事務所

北海道